

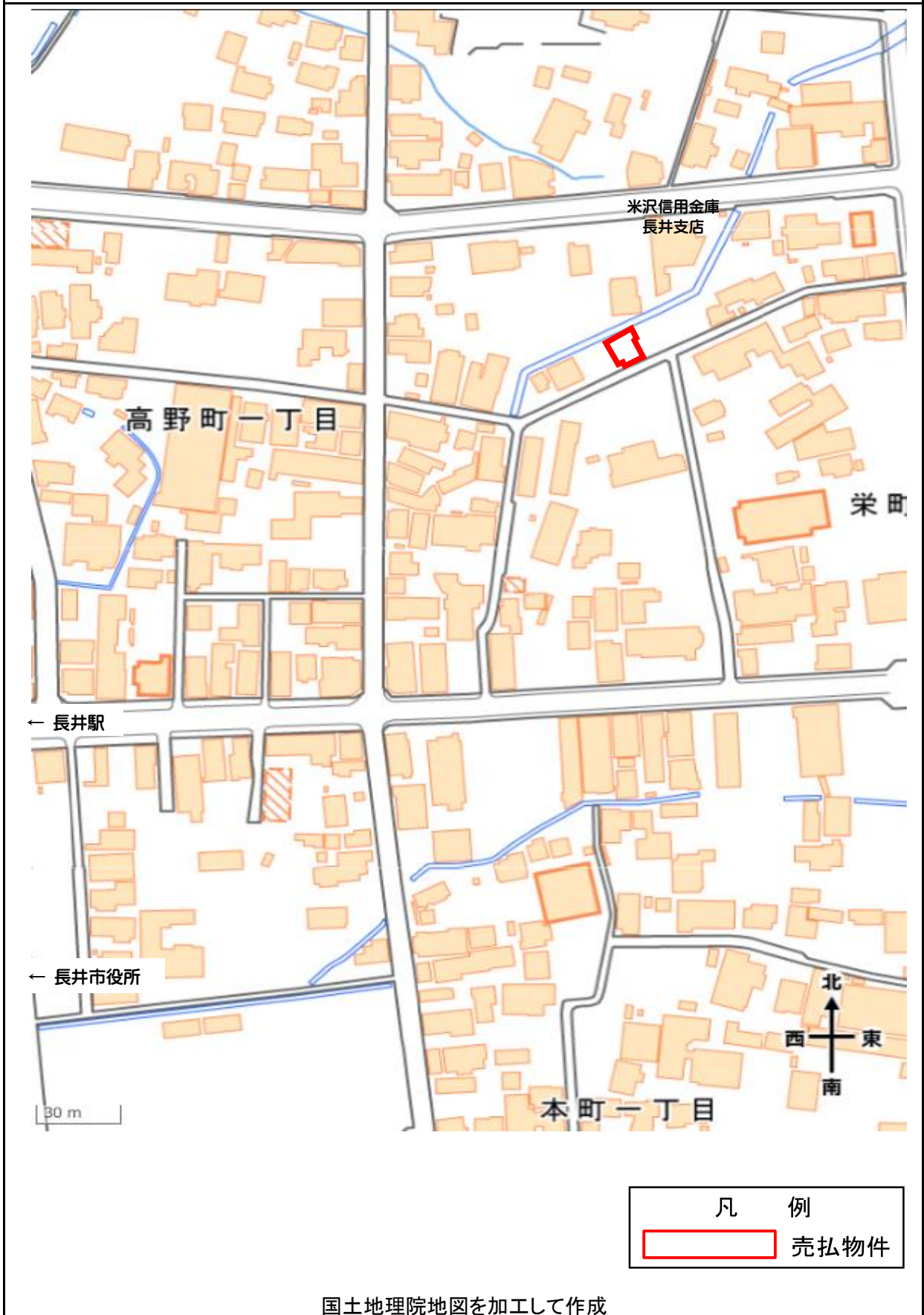
# 物 件 調 査 書

物件番号 **124**

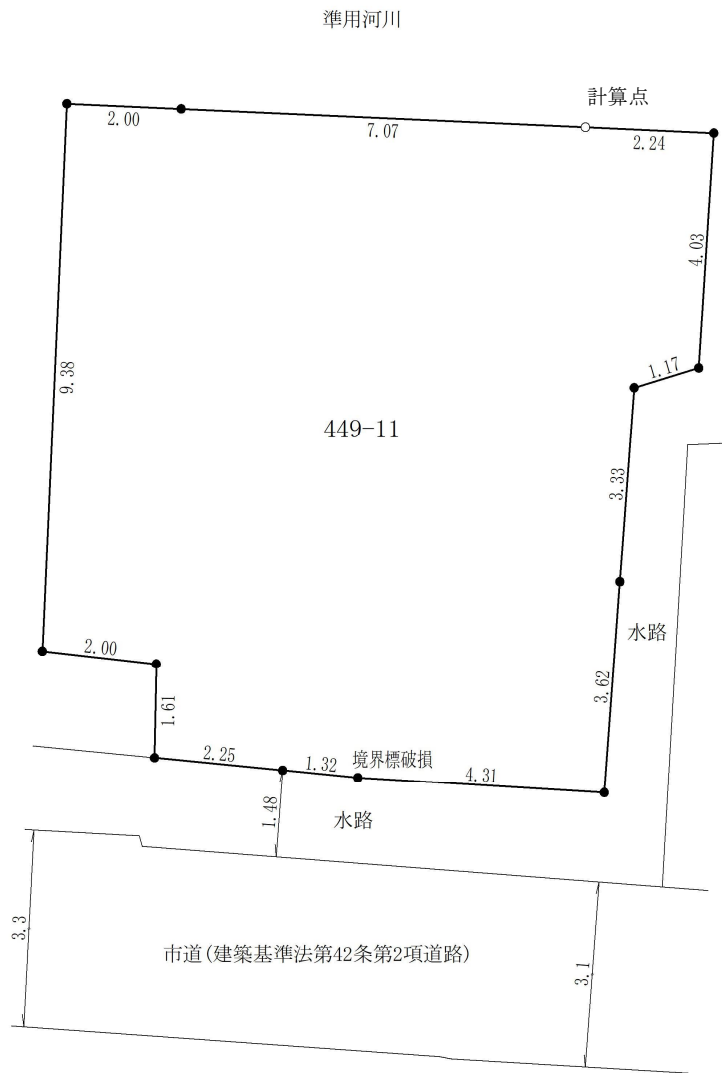
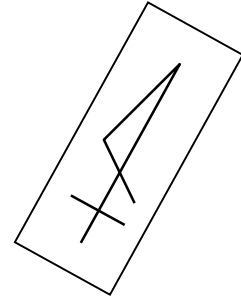
所在地		山形県長井市栄町449-11					
住居表示		山形県長井市栄町8街区					
現況地目 及び面積等		宅地	114.84㎡			工作物	—
			—			立木竹	—
登記簿	地番	449-11					
	地目	宅地					
	数量	114.84㎡					
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路 の状況		南側 舗装市道 幅員約 3.1~3.3m (法第42条第2項道路)					
法令に基づく制限	都市計画法	都市計画区域内(非線引)					
		用途地域	商業地域				
		地域・地区	指定なし				
		建ぺい率	80%				
		容積率	400%				
		高度制限	指定なし				
		防火指定	指定なし				
	その他	建築基準法第22条第1項(屋根性能) 建築基準法第23条(外壁) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等工事の許可) 景観法第16条(景観計画区域) 山形県屋外広告物条例 長井市高層建築物等による電波障害防止に関する指導要綱					
*別葉「補足説明事項」参照							
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容	下記参考事項欄のとおり		
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有			無	
	公共下水道	接面道路配管	有			無	
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		無	
交通機関	鉄道等	フラワー長井線 長井駅の北東方 約0.4km 徒歩5分					
公共施設	長井市役所		長井小学校		長井北中学校		
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地南側接面道路は、建築基準法第42条第2項道路ですが、本地内におけるセットバックは不要です(詳細については、長井市建設課までお問合せ下さい)。</li> <li>・本地南東側水路上の既設の橋について、買受者は道路法第32条に基づく道路管理者の許可を受ける必要があります。また、当該橋の改修又は架け替えを行う際は、道路法第24条及び第32条に基づく道路管理者の許可及び所轄警察署の道路使用許可を受ける必要があります(詳細については、長井市建設課及び長井警察署交通課までお問合せ下さい)。</li> <li>・本地南側の市道は、一方通行道路です。</li> <li>・公営水道は、南側接面道路から約5mの引込工事を行うことにより供給が可能です。引込工事費は、買受者負担となります。また、本地には過去に口径13mmの管が設置されており、55,000円の水道加入金を納付済みです。なお、新たな引込みについては、水道事業者が、口径20mmの管の使用を推奨しており、この口径で引込む場合は、水道加入金16,500円を追加納付する必要があります(詳細については、長井市上下水道課までお問合せ下さい)。</li> <li>・本地を含む周辺地域は、長井市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域に該当しています(詳細については、長井市発行の洪水ハザードマップをご確認下さい)。</li> <li>・本地の境界標のうち1点が破損しています(詳細については、山形財務事務所管財課までお問合せ下さい)。</li> <li>・本地には進入防止のための柵が設置されています。</li> </ul>						

※ 物件調査書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

### 周 辺 図



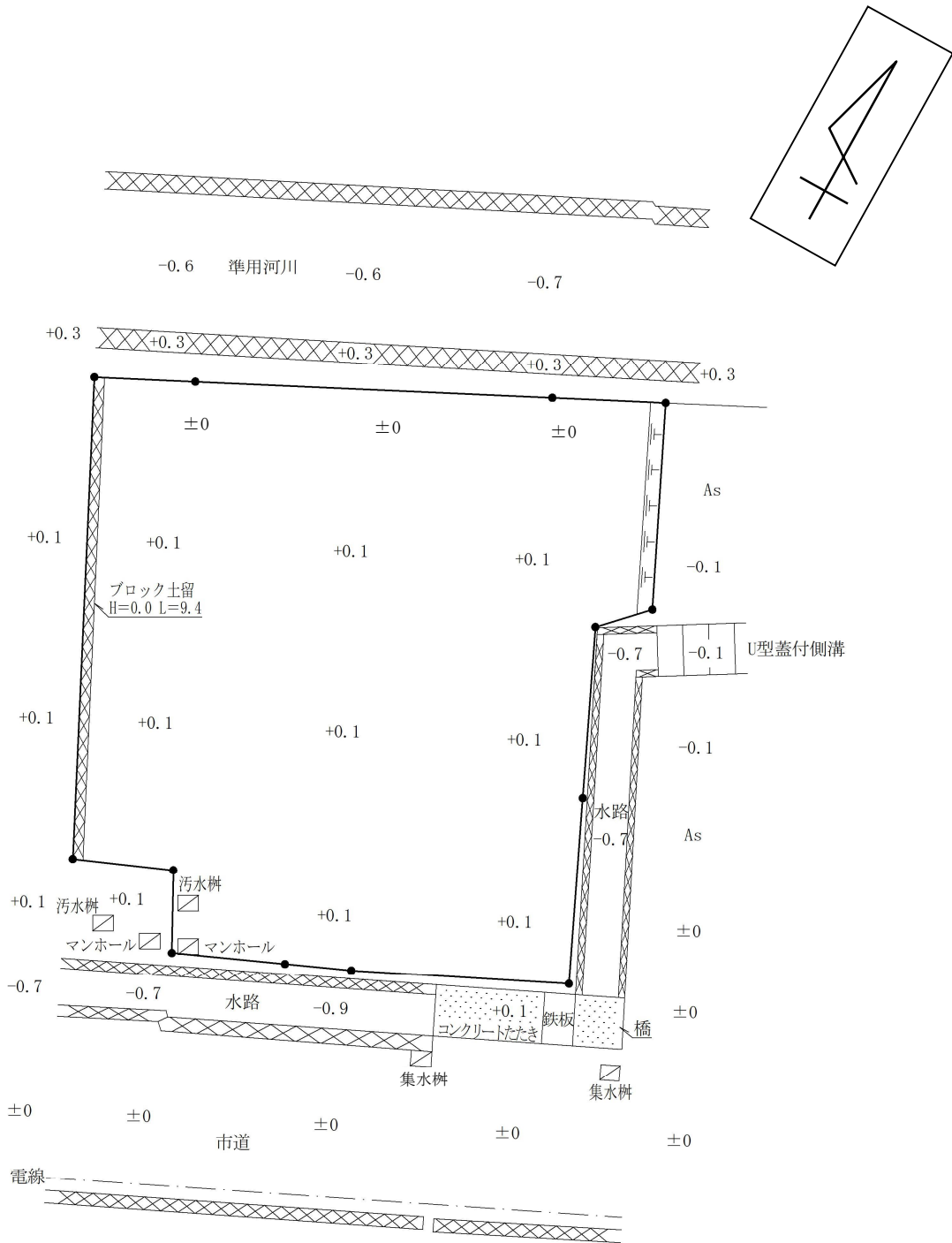
# 明 細 図



単位：メートル

※法令等に基づく区域指定線等については概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照会ください。

# 概 要 図



凡 例	
	擁壁 (土留)
	コンクリートたたき
	法地

単位：メートル

※工作物や樹木の越境等については、極力概略図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は現況有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の確認調査を行って下さい。